# 「国と地方の協議」(平成28年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

| 特区名 | 整理番号 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容 | 政策課題とその解決策 | 回数 | 担当省庁の見解<br>【担当省庁の見解における対応欄内容】<br>A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示<br>D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討 | | | | | | | | 指定自治体の回答<br>【指定自治体の回答における対応欄内容】<br>a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他 | | 内閣府整理<br>【整理フラグ欄内容】<br>ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの<br>ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの<br>ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの<br>ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの<br>ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの<br>ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 担当省庁 | 担当課 | 根拠法令等 | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 根拠法令や規制の趣旨 | 担当省庁の見解<br>（自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、<br>考え得る代替措置や対応策等を含む） | 対応 | 理由等 | 内閣府コメント | 内閣府整理 |
| 次世代型農業生産構造確立特区 | 28203 | 電気事業法に係る規制緩和 | 事業計画は、小水力発電施設（DC60V、0.7A、約40W）からインバーターを経て交流交換後（AC100V、0.4A、40W）、LED街灯で10W消費し、電線管内配線により道路横断して、農産物直売所等の照明（LED 30W）へ電力供給（AC100V、0.3A、30W）するものである。保安規程に基づき、設置者から電気主任技術者を選任することは難しく、また、保安協会等への外部委託も設置者にとって負担が大きい。このため、電気工作物として区分される範囲を、一般家庭等の通常の電源として利用できる100V程度まで拡大する、若しくは、今回事例にある小規模な小水力発電に伴う構外配電線路について、一般用電気工作物として扱う等、保安規制に係る電気主任技術者の選任を不要とする。<br><br>（内閣府が行った経済産業省への事前説明における指摘事項を踏まえて）<br>道路横断暗渠出入り口に侵入防止柵を設置、道路管理者との連絡体制の整備、施設管理者として安全の確保を徹底した上で、電気事業法第43条第2項「有資格者以外の選任」において、電気設備に関する研修等を経た人を電気主任技術者と同等の知識及び技能を有する者とする規制緩和を提案する。 | 小水力発電の普及が進み、地域資源の有効活用や地域の活性化が促進される。<br>評価指標である「再生可能エネルギーを利用する農業用施設箇所数」に寄与する。<br>また、本案件の地域資源活用交流促進施設は、地域農産物等の提供を通じて、地域の魅力を発信し、交流人口の増加などにより地域の活性化を図るものである。本施設整備により、評価指標である「経営の多角化等による新たな雇用の確保」に寄与する。 | 1回目 | 経済産業省 | 経済産業省<br>商務情報政策局<br>商務流通保安グループ<br>電力安全課 | 電気事業法第2条、電気事業法第38条第4項、電気事業法第43条、電気事業法施行令第1条、電気事業法施行規則第52条第2項 | C | － | － | 自家用電気工作物を設置する者は、公共の安全を確保し、環境の保全を図るため、自ら自主的に保安を確保する義務を負っており、具体的には、法令に基づき電気設備の保守管理等を確実に行うための責任者として、電気主任技術者を選任する必要がある。 | 公道を渡る配電線は、電力会社の電気主任技術者の管理下にあり、電気主任技術者が定期的に電線等の劣化状況を検査する事で、その保安を確保している。今回計画されている施設の配電線は、一般公衆が容易に接近できる場所（公道）にあることから、設置者の責任の下、電気主任技術者を選任し、保安を確保する必要がある。これについて、提案者は「道路管理者との連絡体制を整備することで安全確保を行う」としているが、道路管理者による電線の管理は、電線が歩行者や車両等の交通の妨げにならないようにするために行われるものであり、電線の劣化等電気保安の観点から継続的に適切な管理が行われる保証はない。<br>また、電気事業法第43条第2項「有資格者以外の選任」に関して、電気設備に関する研修等を経た者を、電気主任技術者として選任することもご提案いただいている。これについて、法第43条第2項における許可選任は審査基準を規定する内規によりその要件が規定されており、その要件に適合し、かつ自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り許可が可能である。内規においては研修のみの受講による選任を要件として規定していないため、研修のみによる電気主任技術者の選任は難しい。<br>以上の理由からご提案の内容に基づき対応することは困難である。<br><br>（対応策）「自己託送制度」を活用し、公道を渡る配電線については送配電事業者の配電線を利用して電気を託送する。<br>送配電事業者の配電線を利用することで、公道を渡る配電線を自ら保有する必要がなくなる結果、本件に係る電気工作物（小水力発電設備、加工所の需要設備）は「一般用電気工作物」に区分されることになり、これによって構外部分の保安責任と電気主任技術者の選任義務が解消される。 | c | 電気設備の規模を鑑み、電気主任技術者と同等の技術を要する者の緩和措置は、検討の余地があると考える。今後、ご案内のあった手法も含め代替案の検討に取り組む。 | 経済産業省より、公道を渡る配電線に関して電気主任技術者から道路管理者に変更すると適切な保安管理が行われる保証がないこと及び電気主任技術者の「有資格者以外の選任」に関して研修のみの受講による要件を規定していないため選任は困難であることから、提案への対応は困難との回答が示された。また、特区側の趣旨を踏まえ、平成26年から始まった「自己託送制度」の活用の紹介があった。<br>自治体は、電気設備の規模を鑑み、電気主任技術者と同等の技術を要する者の緩和措置について検討の余地はあるものの引続き代替案を検討するとしているため、一旦協議を終了する。 | V |
| | | | | | 2回目 | | | | | | | | | | | | |